第10回　気仙沼市農業委員会総会議事録

1　会議の日時　　令和４年３月25日（金）午後２時30分から３時18分

2　会議の場所　　気仙沼市役所 ワン・テン庁舎 大ホール

3　出席農業委員（11名）

１番　鈴木敏榮	２番　熊谷活男	３番　尾形　稔（欠）
４番　中村義之（欠）	５番　三浦　茂	６番　髙橋利夫
７番　熊谷まゆみ	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10番　三浦悦子	11番　横山久一	12番　吉田和広
13番　畠山盛信	14番　吉田幸志（欠）	

4　出席農地利用最適化推進委員（12名）

15番　松　敏明	16番　村上正博	17番　千葉清幸
18番　白幡高二	19番　立花淳一	20番　佐藤信行
21番　藤田隆一	22番　佐藤良人	23番　及川　衛（欠）
24番　畠山義朗	25番　三浦光雄	26番　佐藤俊夫
27番　小野寺隆一		

5　欠席農業委員

３番　尾形　稔　　４番　中村義之　　14番　吉田幸志

6　欠席農地利用最適化推進委員

23番　及川　衛

7　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員

なし

8　議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第１号　農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について
第３　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
第４　議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
第５　議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
第６　議案第５号　非農地証明願について
第７　議案第６号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について
第８　議案第７号　農地法第３条第２項第５号の規定による気仙沼市農業委員会が定める別段の面積について
第９　報告第１号　農地現状変更届の報告について
　　報告第２号　公共事業における農地の一時貸借の報告について
第10　その他

9　農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	及川　智
主幹兼主任	鈴木しずか
主査	菅野理絵
主事	遠藤雄子
主事	有田久美
主事	千葉美紗都

10　会議の概要

午後２時 30 分　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，11 人であります。 定足数に達しておりますので，第 10 回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。 本日の欠席委員は３番尾形稔君，４番中村義之君，14 番吉田幸志君の３人であります。農地利用最適化推進委員は 23 番及川衛君の１人から欠席の連絡がありましたので報告いたします。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，６番髙橋利夫君と７番熊谷まゆみ君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。受付番号１番，岩月千岩田。議案関係図面は１ページになります。土地の地番，申請者，地目，地積等については，議案書記載のとおりです。当初計画の目的は駐車場及び花壇でございました。変更後計画の目的は駐車場となっております。当初計画では家族用の駐車場と花壇を設置することで許可を受けていたが，花壇があることによって敷地内で車の転回ができないことが判明した。花壇を設置せず，代わりに駐車場として２台分を確保するというものでございます。 受付番号２番，浪板。議案関係図面は４ページになります。土地の地番，申請者，地目，地積等については，議案書記載のとおりです。当初計画は資材置場でございました。変更内容は転用期間の延長でございます。令和４年２月 28 日まで一時転用の許可を受けていたものを令和６年３月 31 日まで期間を延長するものでございます。 以上，受付番号１番と２番の２件の事業計画の変更について，御審議をお願いします。 以上で議案第１号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 受付番号１番はいかがですか。22 番佐藤委員。
22 番佐藤委員	22 番佐藤です。20 日の日曜日に皆で現地を見てまいりました。当初計画では花壇を設置するのを，駐車場２台分とするということでございますので，何ら問題ございませんでした。また花壇もありませんでした。以上です。

議　　長	受付番号２番は，私の担当であります。担当委員全員で現地を調査いたしました。当該地は被災地であります。光ヶ丘保養園と防潮堤の間にある土地であります。周辺には農地はありません。期間を令和４年３月 31 日までと誤認して一時転用の期間が切れてしまったということで，始末書の提出がありますので許可相当と思われます。
議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。２件の案件とも地区担当委員の確認により問題ないということで，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，承認する旨の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書４ページをお開き願います。併せて３条調書を御用意ください。受付番号１番，最知荒沢。議案関係図面は８ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，受付番号２番以降は省略して説明します。売買により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号２番，本吉町上野。議案関係図面は 11 ページになります。売買により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号３番，本吉町津谷舘岡。議案関係図面は 13 ページになります。売買により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号４番，本吉町卯名沢。議案関係図面は 15 ページになります。売買により譲り受け，耕作するものでございます。 議案第２号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。１番鈴木委員。
１番鈴木委員	１番鈴木です。この案件は面瀬の委員さん２名と階上の委員２名で，日曜日の日に現地のところを調査して協議した結果，そのまま農地として使用するということでございますので，何ら問題がないというふうな判断でございました。以上です。

議　　長	受付番号２番はいかがですか。24 番畠山委員。
24 番畠山委員	24 番畠山です。譲り受け耕作するということなので，異議ございません。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。10 番三浦委員。
10 番三浦委員	10 番三浦です。この案件はですね，20 年くらいお借りして貸借で耕作していましたけれども，今回，売買で耕作することになりました。今までも綺麗に耕作しておりましたので，異議ございません。以上です。
議　　長	受付番号４番はいかがですか。８番金野委員。
８番金野委員	８番金野です。４番につきましては，ただいま三浦委員から御説明のございました３番と同様に，ですね，従来どおり賃貸借により耕作していたものを，今般，売買によって所有権の移転をするということでございます。特に問題なく許可相当というふうに考えております。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号１番から４番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件も，引き続き譲り受けまして，農地として耕作するということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可書をそれぞれ交付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書６ページをお開き願います。受付番号１番，上田中二丁目。議案関係図面は 17 ページになります。申請者，土地の地番，地目，地積については，議案書記載のとおりであり，以後受付番号２番以降は省略して説明します。都市計画区域内。第二種住居地域。農業振興地域外。第３種農地と見ております。目的は駐車場敷地であります。 受付番号２番，松崎前浜。議案関係図面は 21 ページになります。都市計画区域内。第一種住居地域。農業振興地域外。第３種農地と見ております。目的は宅地拡張（駐

	車場）及び通路であります。駐車場３台分及び通路です。 　受付番号３番，瘻槻。議案関係図面は 25 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内。農用地区域外。第２種農地と見ております。目的は太陽光発電。太陽光パネル 220 枚の設置であります。再生可能エネルギー固定価格買取制度による太陽光発電設備を設置するものでございます。 　以上，受付番号１番から３番の３件について御審議をお願いします。 　以上で議案第３号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 　受付番号１番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。申請地は平成 15 年に５条許可を受けていたのですけれども，今回申請のあったところが許可を得ないで，駐車場として利用していたということであります。始末書の提出がありますけれども，立派な舗装した駐車場として使われておりましたが，許可相当と思われます。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。９番齋藤委員。
９番齋藤委員	９番齋藤です。宅地を拡張し駐車場ということですので，周辺に農地もありませんし，許可相当と思いますので，よろしくお願いします。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。12 番吉田委員。
12 番吉田委員	12 番吉田です。23 日の日に５人の委員さんと現地を確認して来ました。太陽光パネルの設置ということで，畑ですけれど。先月の案件の道路向かいということで，周りにも被害もないようなので許可相当だと思います。
議　　長	受付番号１番から３番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。３件の申請とも周辺に農地がございませんし，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 　質疑はありませんか。 　はい，15 番松委員。
15 番松委員	15 番松です。受付番号１番の上田中二丁目の駐車場の件でございますけれど，23 日の日に皆で調査に行ってまいりました。今，農地検討委員長の方も始末書の提出がされており許可相当ということでお話しなったのですけど，この現場を見に行った際に，ですね，これはちょっと悪質だなというふうに私は思いました。この方はですね，平成 13 年度にも同じ敷地の所で，ちゃんと許可を得てやっているにもかかわらず，同じこの地番のところで，完全なる事前着工も甚だしいような感じで綺麗に舗装して駐車場に。本当に立派な駐車場です。作り上げた上で転用申請をしていると私には思われます。こういうの，最近多いですね。何か始末書だけを出せばいいのかというふうな，私には感じとらえられたのですけれど。これは要望でございますので。こういう案件につきましては，市内，特に田中前，旧市内，南町，魚町，この辺でこれに類似する違反転用と言いますか，最近，震災から 11 年経って，まぁいいんじゃないかみたいな感じでやられるケースもあるので，委員会としても始末書は始末書として，厳重な注意を，これから許可を与える前に，文書かなんかでもう一度通知するような形を取ってもらいたいと思います。これは要望でございます。
議　　長	はい，先ほどもありましたが，事務局にあげてやって，それなりの指導をいたすように，私の方からも事務局を指導していきたいと思います。どうもありがとうござい

	ました。
議　　長	15番松委員。
15番松委員	お願いいたします。
議　　長	他にありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	(「異議なし」の声)
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第５，議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	(議案朗読)
及川次長	(議案説明) 議案書８ページをお開き願います。受付番号１番，駒形。議案関係図面は29ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については，省略して説明します。都市計画区域外。農業振興地域外。第２種農地と見ております。契約内容は売買。目的は資材置場でございます。排水はございません。申請地を譲り受け，資材置場として使用するものでございます。 受付番号２番，駒形。議案関係図面は33ページになります。都市計画区域外。農業振興地域外。第２種農地と見ております。契約内容は売買。目的は資材置場。排水はございません。申請地を譲り受け，資材置場として使用するものでございます。 受付番号３番，川原崎。議案関係図面は37ページになります。都市計画区域内。第一種中高層住居専用地域。農業振興地域外。第３種農地と見ております。契約内容は売買。目的は一般住宅の建築でございます。一般住宅２階建１棟115.06㎡。駐車場２台分です。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。申請地を譲り受け，居宅を建築するものでございます。 受付番号４番，上田中二丁目。議案関係図面は42ページになります。都市計画区域内。第一種住居地域。農業振興地域外。第３種農地と見ております。契約内容は賃貸借。目的は資材置場としての一時転用であります。排水はございません。申請地の近隣で行う下水道工事のための資材置場として利用します。 以上，受付番号１番から４番の４件について御審議をお願いします。 以上で議案第４号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番と２番はいかがですか。18番白幡委員。
18番白幡委員	18番白幡です。今回の申請地は，以前申請していた野外活動場の許可が出たという

	ことで，整備の時に使用する資材置場として利用したいということで，今回の申請になります。申請地周辺に影響を及ぼす農地は見あたらないようでしたので，今回の申請に問題なしと思われます。以上です。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。12 番吉田委員。
12 番吉田委員	12 番吉田です。排水は既存の側溝へとなっていますが，その先には使っている農地がないため，許可相当だと思います。
議　　長	受付番号４番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。この申請地は，上田中地区の区画整理地内でございます。下水道工事の資材置場としての一時転用でございますので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号１番から４番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件も許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第６，議案第５号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書 10 ページをお開き願います。受付番号１番，唐桑町崎浜。議案関係図面は 46 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりです。都市計画区域外でございます。農地以外に供された事由は，当該地は昭和 43 年に宮城県が公衆用道路（県道気仙沼唐桑線）として買収した残地で，その道路の法面であり非常に狭い土地であるため，昭和 43 年より農地として耕作していませんでした。農地以外に供された時期は昭和 43 年月日不詳でございます。 受付番号２番，古町二丁目。議案関係図面は 50 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりです。都市計画区域内でございます。農地以外に供された事由は，当該地は昭和 36 年に住宅を建築し，住宅敷地として利用を開始しました。現在も住宅敷地として利用しており，農地への復旧が極めて困難であります。農地以外に供された時期は昭和 36 年６月 30 日でございます。 以上，受付番号１番と２番の２件について，農地への復元性はないと判断いたしました。 以上で議案第５号の説明を終わります。

議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。19 番立花委員。
19 番立花委員	19 番立花です。調査の方を行いました。説明のとおり非常に狭い法面の土地でして，現在も利用はされておりません。今後も利用が難しいので，特に問題はないと思われます。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。申請地はですね，昭和 36 年頃に住宅を建築したようですけど，現在も住宅敷地として利用されております。農地への復元は難しいのではないかと思いますので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。２件とも許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 はい，15 番松委員。
15 番松委員	15 番松です。受付番号２番の古町二丁目の件ですけども，ちょっと事務局の方に詳しくお聞きしたいと思います。去年も地籍調査の関係で古町地区には，こういった形の農地がいっぱいありまして，農林課と一緒に調査に行って，こういったケースが何件かありました。この昭和 36 年に建物を建てて，今なぜこの非農地証明願を出したのかというのを，もうちょっと詳しく理由が分かればお聞きしたいと思います。
議　　長	はい，事務局，説明をお願いします。
及 川 次 長	土地売買のためとのことでございます。
議　　長	松委員。よろしいですか。
15 番松委員	はい。
議　　長	他にありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第５号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	(「異議なし」の声)
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号は，原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。
議　　長	次に，日程第７，議案第６号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

	事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書 12 ページをお開き願います。受付番号１番，小芦，久保。議案関係図面は 54 ページになります。申請地の地番，地目，地積，貸付人，借受人については，議案書記載のとおりです。新規の案件です。利用権設定期間は，公告日の翌日から５年間です。農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えられます。 以上で議案第６号の説明を終わります。
議　　長	それでは，ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。17 番千葉委員。
17 番千葉委員	17 番千葉です。ここに居住する方が退職されて，不在地主になってしまいました。去年頑張って耕作していたのですが，相談を受けまして紹介をして，すぐ近くに居住する方が耕して酒米を作るということで。そういう紹介が成立したわけでございます。問題なく継続できると思います。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。借受人が，引き続き引き受けて耕作をするということで問題ないと思います。許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声 ）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第６号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第６号は原案のとおり決定いたしました。
議　　長	次に，日程第８，議案第７号「農地法第３条第２項第５号の規定による気仙沼市農業委員会が定める別段の面積について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書 14 ページをお開き願います。別段の面積についてで，ございます。提案の中身につきましては，昨年と同じ内容でございます。農地法第３条の規定に基づく農地の権利移動の許可基準のひとつに，許可後の耕作面積の要件があり，農地法第３条第２項第５号において，北海道２ヘクタール以上，都道府県 50 アール以上になることと定められております。この下限面積の要件につきましては，地域の平均的な経営規模や新規就農を促進する観点から，地域の実情に合わない場合には，農業委員会の判断で別段の面積を設定できることとなっており，本市においては平成 30 年度まで

	20アールと設定しておりました。この別段の面積については，農業委員会において，毎年，設定又は修正の必要性について，検討することとされております。令和元年度になりますが，その年の別段の面積を設定する際，新規就農を促進し，遊休農地の発生防止を図るという観点のもと，近隣で沿岸部に位置する南三陸町や陸前高田市，大船渡市，宮古市と同じ10アールに引き下げを行ったところでございます。地域の実情に応じた別段の面積を定める根拠につきましては，遊休農地等が相当程度存在し，小規模農家の増加により，区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれのない場合に，任意の面積で設定が可能とする，農地法施行規則第17条に基づくものでございます。 議案書16ページ「農地法第３条第２項第５号の規定による別段の面積の修正に係る調書」を御覧願います。上の表につきましては，令和２年度と令和３年度の農地利用状況調査結果です。荒廃農地，遊休農地ともに増加しております。低利用農地の面積は減少しておりますが，低利用農地化した農地のうち，一部，耕作に供されたものを除き，遊休農地として判定されていることによると思われます。 議案書14ページにお戻り願います。令和４年度の別段の面積について，提案内容ですが，別段の面積については，現行の別段の面積10アールを引き続き適用します。理由は新規就農を促進し，遊休農地の発生防止を図るためでございます。 議案書15ページを御覧ください。移住・定住支援のための下限面積の弾力化についてで，ございます。こちらにつきましては，平成29年度中に提案し，付帯決議として御承認いただいているものでございますが，令和４年度においても，同様の取り組みを継続いたしたく提案するものでございます。本市では，平成28年10月から，創生事業の一環として，本市への移住・定住を支援する事業を開始いたしました。移住希望者の中には，家庭菜園程度の農地を求めるニーズがあり，また，空き家所有者側も，空き家と付随する農地を一括で処分したいとのニーズがございます。このため，農業委員会として，別段の面積の弾力化を図ることにより，この取り組みを支援する必要が生じた場合には，当該面積の設定について改めて検討するというものであります。このことにつきましても，従前からの方向性に変更はございません。 また，先ほど開催いたしました農政検討委員会の場におきましても，令和４年度は下限面積及び移住・定住支援のための下限面積の弾力化について，同内容で継続することで了承を得ております。 以上で，議案第７号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，質疑を行います。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声 ）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第７号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第７号は，原案のとおり決定いたしました。 本件については，公示することにいたします。
議　　長	次に，日程第９，報告第１号「農地現状変更届の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴 木 主 任	（報告朗読）

及川次長	（内容説明） それでは，資料，農地現状変更届報告書の一覧表をお開きください。今月は，合計１件，１筆，210 ㎡の農地変更届がございました。以上でございます。
議長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全委員	（「なし」の声）
議長	質疑なしと認めます。
議長	次に，報告第２号「公共事業における農地の一時貸借の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴木主任	（報告朗読）
及川次長	（内容説明） それでは，資料，公共事業における農地の一時貸借３月総会報告をお開きください。今月は，県の公共事業につきまして，１件，４筆，1,559.25 ㎡の一時貸借がございました。以上でございます。
議長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全委員	（「なし」の声）
議長	質疑はないようですので，報告第１号と報告第２号を終わります。
議長	次に，日程第 10，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。
全委員	（「なし」の声）
議長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第 10 回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。 （終了時間）　午後３時 18 分 令和４年３月 28 日 気仙沼市農業委員会